

「調達におけるネイチャーポジティブの実践のためのガイドライン（案）」に対する
意見募集の結果について

令和8年7月14日
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性主流化室

1. 概要

「調達におけるネイチャーポジティブの実践のためのガイドライン（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施した。

- （1）意見募集期間：令和8年6月15日（月）～同年7月1日（水）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （3）意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の集計結果

意見提出のあった個人・団体の数は24であり、のべ意見数は45件であった。その内訳については次の通り。

※意見募集要領の条件を満たした有効意見に限る。

（1）意見提出者の内訳

e-Gov	24
郵送	0
合計	24

3. お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、御意見の要素を抽出し、整理しております。

※御意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋・要約したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・「調達におけるネイチャーポジティブの実践のためのガイドライン(案)」の内容と無関係なもの
- ・特定の個人・法人等が識別され得るもの
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
- ・記載された情報が虚偽であると判明したもの

※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

章	節	#	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体				
			-	
		1	P.1～全体を通じて「ネイチャーポジティブの実践」という表現 【意見】 「ネイチャーポジティブの実践」という表現について、国際的な定義や測定・成果説明の議論、グリーンウォッシュ防止の視点を踏まえ、より慎重な整理・説明を行うべきではないか。 【根拠】 「ネイチャーポジティブ」は Nature Positive Initiative (NPI) が「2020年を基準年に2030年までに自然の損失を止め反転させる」という測定可能なグローバル目標として定義しており、生物多様性条約のKM-GBFの2030年ミッションと整合する概念として広く理解されている。 自然配慮に関する取組を安易に「ネイチャーポジティブ」と表現することによるグリーンウォッシュのリスクは国際的に指摘されている。NPIは、企業個社はネイチャーポジティブを達成する主体ではなく「十分な貢献」を示す立場であるとし、ネイチャーポジティブの測定に関連して、企業や金融機関のための共通の自然の状態指標の枠組みやアウトカム（成果）のコミュニケーションに関するガイダンスの最終化を進めている。 調達に関する取り組みを測定可能な自然のアウトカムと結びつけることは容易ではなく、企業個社の取り組みを「ネイチャーポジティブの実践」と表現することは誤解を招く可能性がある。また、改訂環境表示ガイドラインにおいても、あいまいな環境主張には合理的な説明が求められている。このため、本書においてはネイチャーポジティブの定義や、企業の表現に際してのグリーンウォッシュ回避の重要性についても解説を含めるべきではないか。 【参考資料】 https://www.naturepositive.org/what-is-nature-positive/	御意見を踏まえ、ガイドラインのタイトルを「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」に修正します。 また、グリーンウォッシュについては、「環境表示ガイドライン」の改訂版が本年3月にまとめられており、自己宣言による適切な環境表示のあり方の解説は当該ガイドラインでされています。本ガイドラインでは、表3－1基本事項一覧の「影響への対応方法等の情報開示」において、「環境表示に当たっては「環境表示ガイドライン」を踏まえること」と追記することとします。
		2	【意見1】「ネイチャーポジティブを実践する」という表現について 【該当箇所】 ・タイトル ・全体を通じて 【意見内容】 「ネイチャーポジティブを実践する」という表現は、「ネイチャーポジティブ」が企業単位で実現・達成できる状態であるかのような印象を与えます。ネイチャーポジティブは、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された2050年を見据えた世界全体の到達目標であり、企業はその実現に向けて取り組む主体の一つです。そのため、「ネイチャーポジティブを実践する」ではなく、「ネイチャーポジティブの実現に向けた取組」「ネイチャーポジティブの実現に貢献する調達」などの表現に統一した方が、国際的な用語との整合性も高まり、誤解が少ないと考えます。	
		3	意見3 現時点では生物多様性へのインパクトは十分に把握できないことを前提とした記述にしてほしい (該当箇所) P15 (2)基本事項の一覧 ・(別紙)調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関連する指標一覧 (意見内容) 本ガイドラインでは、生物多様性への影響を把握・測定できることを前提とした記述が多く見られます。しかし、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択からまだ数年であり、TNFD、SBTNなどを含め、生物多様性へのインパクト評価手法や指標は現在も、国際的な議論・発展の途中にあります。現時点で、自社の活動が生物多様性へ与える影響を正確に把握できている企業は限定的であり、改善のために「まだ十分には分からない」という現状を認識した上で取組を進めることが重要と考えます。	
		4	本ガイドラインは、「ネイチャーポジティブ (NP)」を調達業務において実践しようとする企業に対し、NPであることを謳う際の考え方や基準を示すものであり、グリーンウォッシュとの批判から企業を守る役割も有するものと理解しております。そのため、記載されているとおり「実践に役立てていただく」ための一つの考え方として準備されたものであることを、本文中でより明確化いただきたいと思います。	
		5	本ガイドラインは「調達」に関するものですが、調達活動を含む、国内外での自社および投資先等のグループ会社におけるNPIに関連する事業活動にも参考となる内容と考えます。そのため、調達以外の事業活動における本ガイドラインの参照可能性についても、考え方を示していただきたいと思いますと考えます。	御意見を踏まえ、第1章(3)あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法の「～持続可能でネイチャーポジティブなサプライチェーンとなることを期待する。」の後に下記を追記します。 なお、本ガイドラインは「調達」に焦点を当てているが、調達に限らないネイチャーポジティブの考え方や取組方針についても示すため、国内外の自社拠点・グループ会社や投融资先との対話においても活用可能である。
		6	該当箇所】 p.1～ 報告書全体を通じて 意見】 企業の調達に関するガイドラインを定めるにあたっては、ネイチャーポジティブの観点単体に留まらず、気候変動対策の観点も統合するべきである。 根拠】 気候変動が生物多様性を喪失させる原因の1つであることは、ガイドラインの脚注4でも言及されているほか、KMGBFのターゲット8でも明確に示されている。このように、生物多様性の保全にあたっては気候変動対策も併せて実施することが不可欠であるにもかかわらず、本ガイドラインは温室効果ガスの排出削減につながる企業の調達行動のあり方を特に明示していない。各種リスクや実践の基本事項をはじめ全体として、気候変動の観点を織り込むべきである。また、政府の他の文書に委ねているとすれば、少なくとも当該文書との役割分担や関係性等を明示し、企業が迷いなく両者を統合して運用できるようにするべきである。	御意見を踏まえ、下記を追記します。 第1章(1)本ガイドライン策定の背景と目的 また、気候変動の影響と合わせて、自然資本の損失と生態系サービスの劣化が、企業の様々な事業活動へ悪影響を及ぼすことも考えられ、事業の持続可能性の観点からも、レジリエンス強化に繋がるネイチャーポジティブの取組の重要性が増している。 第1章(3)あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法 また、気候変動や資源循環、人権等の各種環境・社会課題に関するリスク・機会を統合的に認識・管理し、統合的な対応策を推進することで、重大なトレードオフを回避するとともに将来収益の蓋然性を高め、レジリエントな企業経営を目指すことが期待される。
		7	2段落目「2024年3月には、(中略)を策定した。」との記載の後に、以下の趣旨を追記いただくことをご検討いただきたいと思いますと考えます。 更には、気候変動の影響と合わせて、自然資本の毀損と生態系サービスの劣化が、企業の様々な事業活動へ悪影響を及ぼすことも考えられ、事業の持続可能性の観点からも、レジリエンス強化に繋がるネイチャーポジティブの取組の重要性が増している。	第2章(2)経営層のリーダーシップとコミットメント また、気候変動や資源循環、人権等の各種環境・社会課題への統合的な対応に向けては、サステナビリティ担当部門等が現場担当者からの情報を踏まえて統合的にリスク・機会を分析・考察し、経営層と連携して統合的な監督体制の下で改善を図ることが重要である。

8	本ガイドライン案は、自然資本の保全と再生を目指す重要な方向性を示していると考えます。そのうえで、ネイチャーポジティブを実効的に進めるためには、都市型鉱山の活用と資源循環インフラの国家的整備を政策体系へ組み込むことが不可欠であると意見を述べます。 日本には、家庭・企業に眠る膨大な資源(家電、金属、レアメタル、プラスチック等)が存在し、これは「都市型鉱山」と呼ばれています。都市型鉱山は自然環境を破壊することなく採掘可能な“地上資源”であり、自然資本を減らせずに資源を得られる点で、ネイチャーポジティブの理念に完全に合致します。天然資源の採掘圧力を減らし、生態系への負荷を抑えつつ、経済活動を維持できる重要な手段です。 以上より、本ガイドライン案に、 1. JSS構想の理念、 2. 都市型鉱山の活用、 3. 資源循環インフラ整備、 4. 少子化による資源余剰の活用、 5. 既存産廃業者の国営化と地位向上、 6. 現行リサイクル法の見直し をネイチャーポジティブの重要な柱として位置づけることを強く希望します。	本ガイドラインは都市鉱山施策を整理するものではありませんが、資源循環との統合的な対応の重要性については、下記のとおり追記します。 <i>第1章(3)あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法</i> また、気候変動や資源循環、人権等の各種環境・社会課題に関するリスク・機会を統合的に認識・管理し、統合的な対応策を推進することで、重大なトレードオフを回避するとともに将来収益の蓋然性を高め、レジリエントな企業経営として評価されることを目指すことが期待される。 <i>第2章(2)経営層のリーダーシップとコミットメント</i> また、気候変動や資源循環、人権等の各種環境・社会課題への統合的な対応に向けては、サステナビリティ担当部門等が現場担当者からの情報を踏まえて統合的にリスク・機会を分析・考察し、経営層と連携して統合的な監督体制の下で改善を図ることが重要である。
9	意見5 地域の人と自然との関係を育てるという視点を加えてほしい (該当箇所) ・全体 (意見内容) 現在のガイドラインは、評価する、管理する、開示する、というマネジメントの視点が中心です。一方で、ネイチャーポジティブの実現には、地域との協働、生産者と消費者のつながりなど、人と自然との関係を育てる取組が重要だと考えます。調達は単なる物品の購入ではなく、調達先との協働を通じて地域の自然と人との関係を育てる機会でもあります。そのような視点をガイドラインに位置付けることを提案します。	御意見を踏まえ、第1章(3)にて下記を追記します。 <i>第1章(3)あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法</i> また、調達先との協働を通じ、我が国の地域の自然資本と人との関わりを維持・構築し、自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくりに繋げていくことが重要である。 また、基本事項の例に、下記のとおり「地域の自然との関係性にかかる」を追記します。 (例:エコラベルの導入、消費者教育の実施、原材料の調達から製品製造、地域の自然との関係性にかかるストーリーの訴求等)
10	「自然資本の損失」ではなく「自然資本の損失・劣化」とする方が適切と考えます。p4？p5では「自然資本の劣化」の状況を説明した後「自然資本への依存とその損失」と受けていたり、表3-1の「自然資本の損失」で挙げている例は「劣化」の回避・軽減であることから、「自然資本の損失」には「自然資本の劣化」が含まれると解釈できます。しかし、理解のしやすさから「自然資本の損失・劣化」の方が良いと考えます。もしくは、「自然資本の損失」には「自然資本の劣化」も含むことを明確にした方が良いと考えます。	御指摘のとおり損失には劣化を含めて整理しておりますため、現記載のままとさせていただきます。
11	本ガイドラインが公表されることで、近い将来、国内調達および海外からの調達(輸入貿易)における法的拘束力を伴う、いわゆるハードローとしての調達基準になるのではないかと懸念する企業も想定されますので、将来的な制度設計や基準化との関係について、現時点での考え方を可能な範囲で明確化いただきたいと思います。	御意見を踏まえ、下記のとおり追記します。 「以上の経緯を踏まえ、調達においてネイチャーポジティブを実践しようとする企業に向けて、任意に活用されることを意図し、ネイチャーポジティブ実践の基本事項や企業の事例を取りまとめた本ガイドラインを策定する。」
12	電機・電子業界をはじめとする製造業では、製品や業種ごとにサプライチェーンの構造、主要な自然関連リスク、重要原材料、並びにトレーサビリティ確保の手法や実現可能性が大きく異なります。また、多種多様な部材や原材料を用いる産業においては、サプライチェーン上流まで遡った情報把握が技術的・実務的に困難な場合も少なくありません。 このため、自然関連課題への対応については、サプライチェーンの遡及のみを前提とするのではなく、認証制度の活用、業界連携、リスクベースアプローチ(高リスク領域から優先的に対応する考え方)等を含む多様な手法も選択肢として提示いただくことが重要と考えます。	認証制度の活用については第3章(2)で記載しているとおり、基本的に活用が奨励されるものとしています。他方で、認証制度では必ずしも十分ではないことや、認証制度が存在しないコモディティもあることを留意点として記載しています。 また、業界連携については第1章(3)で記載しているとおり、商社による取引の集約・標準化や、業界内の複数企業が連携・協働する座組を組んで、サプライチェーン横断でのエンゲージメント、キャパシティビルディングの実施が期待されることとしています。 リスクベースアプローチについては、リソースの制約がある場合の財務マテリアリティによるスクリーニングや、SBTNのHICLIに含まれるコモディティ等の自然資本への影響が大きいコモディティからの取組推進など、ガイドライン各所で記載しています。
13	実務においては、影響度評価による重要度の分類は理解できるものの、ENCORE等のツールのみでは粒度感に課題がある点、2次情報調査におけるLCAの活用は製品単位での運用が主であり、企業単位での網羅的な管理の実例は少数である点より、適用は困難な側面があると考えます。 このため、実務への展開を促進する観点から、今後は業種ごとの実情を踏まえた実践事例やケーススタディ、参考となるツール、トレーサビリティ確保に関する手法や段階的なアプローチ等について、より具体的なガイダンスの整備を期待します。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
第1章 はじめに		
(1)本ガイドライン策定の背景と目的		
14	3段落目に「企業・金融機関・投資家・消費者・行政等」とありますが、重要なステークホルダーとして「NGO」も加えることをご検討いただきたいと思います。	御意見を踏まえ、「NGO・NPO」を追記します。

〔2〕調達におけるネイチャーポジティブ実践の重要性			
15	意見 森林資源については木材供給だけでなく、水源涵養、防災、景観形成、地域文化の維持などの多面的価値を考慮する旨を明記すべきである。 理由 森林は原材料供給源であると同時に、水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能を有している。調達におけるネイチャーポジティブを推進する際には、こうした多面的価値も考慮することが望ましい。	第1章第2節 4ページ 「安全な水や食料の安定的供給」 「防災・減災」 「地域独自の文化を育む基盤」	御意見を踏まえ、下記を追記します。 <i>例えば、森林は、土砂災害の防止や水源涵養などの機能を有すると共に、生活文化やレクリエーションの場を提供するなどの多面的機能を有している。</i>
16	P.4: 本文と図1-1の関連性が分かりにくく、図1-1に唐突感がある。		
17	該当箇所】 p.4`5（2）調達におけるネイチャーポジティブ実践の重要性 意見】 自然資本への依存とその損失による調達のリスクを解説するにあたり、企業活動が自然に与えるインパクト要因に言及すべき。具体的には、IPBESが整理している自然の変化の5大要因であり、TNFDでもインパクト要因として整理されている、陸／淡水／海洋利用の変化、資源の使用、気候変動、汚染、侵略的外来種を整理して明記すべき。 根拠】 本項では自然資本への依存と、それに起因する調達関連リスクが詳細に解説されているが、その前提として、自然劣化の要因および企業活動が与えているインパクト要因と関連付けた説明が必要である。これらは、TNFDやSBTNなどの枠組みでも基本的なフレームワークとして採用されており、本ガイドラインにおける実践に関する内容を読み進めるにあたっても、まず基本事項として企業の理解が必要である。 参考資料】 https://www.ipbes.net/global-assessment https://tnfd.global/publication/additional-guidance-on-assessment-of-nature-related-issues-the-leap-approach/		インパクト要因や依存・影響とリスク・機会の関係性については自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップで解説しており、第2章の（1）にて紹介しておりましたが、読み進める上での基本事項であることを踏まえ、第1章（2）の表1-1の前の部分に下記を追記します。 <i>なお、企業活動が自然に与えるインパクト要因や依存・影響とリスク・機会の関係性、下表以外の自然関連リスク等については、環境省の「優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ」を参照されたい。</i>
18	・p.9「調達方針を未策定の企業においては、①本ガイドライン内で示す“調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項”、②現場担当者のリスク認識、③外部ステークホルダー（例：機関投資家等）からの要請等を総合的に勘案して各種調達方針を策定することが求められる。」 概ね同意であり、このガイドラインが企業向けであるのは理解した上でコメントします。 ①は生物多様性基本法にもとづいて取り組むべき大きな方向性であるが、実際は②と③によって企業の方向性と開示内容が決められると言っていると思います。②については、企業側に知識がなければコンサル委託の予算の範囲でしか方針策定とモニタリングなどが進められず、③に至っては脱炭素とは比べ物にならないくらい圧力が小さいです。それぞれの役割を強化する上で、②③両方とも、物理的・移行リスクの大きさが伝わりにくい（担当者がサステナ委員会が上長を説得する上での明確なリスクを説得しづらい状況）ため、追記や表現のより具体化を要望します。やや恐怖を煽る形になりますが、②は関係者への理解を得るためにも、海外との取引の停止や将来的な政府調達停止への影響、もしくは環境への理解が深い若い世代の採用の悪化（環境に対して真剣に取り組んでいない企業の新入社員の定着率の低さや、そもそも採用が難しいなどの事象が欧米先進国で起きている事例など）、ネイチャー分野だけでなくサステナビリティ分野全体の問題も副ねて可能な限り特徴的な影響を網羅していただきたいです。		特定のセクター・コモディティに焦点を当てたガイドラインではないため、物理的リスク・移行リスクの大きさを定量的に示すことは難しいですが、御意見を踏まえて下記のとおり「海外との取引の停止」を追記します。 <i>自然資本への依存とその損失による調達関連のリスクの具体的な例としては表1-1のとおり、原材料の調達が叶わなくなることや海外との取引の停止、侵略的外来種の侵入による経済的コストの増大等が代表例として挙げられる。</i>
19	調達関連リスクについては、「顕在化した場合の企業経営への影響」に加え、「非財務情報開示の観点」や、「事業のレジリエンス強化の観点」も重要であると考えます。		御意見を踏まえ、表1-1の前段に下記を追記します。 <i>自然資本に起因する調達関連リスクは、顕在化すると企業経営に多くの影響を与えるが、顕在化していない場合であっても非財務情報開示や事業のレジリエンスの観点から、対応を進めることが重要である。</i>
20	ステークホルダー側に投資先の事業の環境への影響への知識がなければ改善を求めづらいので、自然リスクを教育・周知する方法を環境行政に求めたいです。機関投資家向けは、自然リスクによる債券格付低下や焦付きなどの事例も共有するとともに、特に金融機関によるインセンティブ設計（SSL、グリーンローンの普及）などのファイナンス施策の振興によって、不況下にも耐えうるような一貫した環境行政の方向性を示していただきたいです。		ファイナンス関連の御意見については、「ファイナンスにおける NP 配慮等に関するコアメンバー会議」の検討にあたり参考にさせていただきます。
21	地方自治体公共の入札や起債、過疎債などにおいて、自然リスクの評価をすることを調達のプロボ公募の加点要件にしたり、工事費において金利優遇するなど、民間よりもまずお金を払う公共団体からインセンティブ設計を進めてもらえないか、検討を希望いたします。		御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
22	冒頭部分に「豊かな生物多様性に支えられた」との記載がありますが、生物多様性は、自然資本が生態系サービスを産み出す機能を支える基盤である一方、自然資本と独立した外部要因ではなく、自然資本の中核的な構成要素であると認識しております。この点は図表を見れば理解できるものの、文字上では生物多様性が自然資本の外部要因として誤解されないよう、自然資本に内包される構成要素であることが分かる表現に整理いただくことが望ましいと考えます。		御意見を踏まえ、第1章（1）にて脚注として下記を追記します。 <i>生物多様性・生態系サービス・自然資本のそれぞれの意味は以下のとおりであるが、本ガイドライン内では、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」（2024年、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）に即し、企業価値との関係を明らかにする観点から、他文書からの引用や特に意味を特定する必要がある場合を除いて単に「自然資本」と記す。 ・生物多様性：人間などの動物や、植物や菌類などの微生物まで、地球上に生息する全ての生物の間に違いがあること。生物多様性が豊富であるほど地球がレジリエントになることは、事業活動において、ポートフォリオにおける多様性がリスクと不確実性を低下させ、レジリエンスを高めることと同様。 ・生態系サービス：生態系が自然にもたらす恵み。自然資本から発生するフロー。 ・自然資本：定義には様々なものがあるが、IIRCの定義では「組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能及び再生不可能な環境資源及びプロセス。自然資本には次を含む。○ 空気、水、土地、鉱物及び森林 ○ 生物多様性、生態系の健全性」とされている。出所：国際統合報告（2021年）「<IR> フレームワーク」</i>
23	第2章においては、「生物多様性」という用語が、自然・自然資本全体を代表する概念として用いられているように読める箇所があります。NPIは自然・自然資本に対する取組であり、上記で指摘させていただいているとおり、生物多様性は自然・自然資本の構成要素の一つでありますので、事業活動が及ぼす影響や、事業活動において配慮すべき対象は、自然・自然資本の中の生物界としての「生物多様性」だけではなく、非生物界である「大気・淡水・海・陸」も含まれるべきと考えます。この章では、特に「生物多様性」のみに目を向けさせる書き方になっている印象があるため、「生物多様性」のみを記載している箇所については、読者が対象範囲を誤解しないよう、表現の見直しをご検討いただきたいと思います。		

〔3〕あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法			
	24	第1章(はじめに) 3ページ 「下流から上流へと数珠繋ぎのように波及させることで持続可能なサプライチェーンを構築することを期待する」 意見 持続可能なサプライチェーンの構築に当たっては、下流から上流への要請だけでなく、生産・加工・流通・販売・消費の各段階が相互理解を深める双方向の連携についても記載すべきである。 理由 持続可能な調達の実現には、川上から川下までの各主体が果たしている役割や地域特性を共有することが重要である。特に林業や木材産業では、森林整備、加工、建築利用等が相互に支え合っているため、一方向の管理ではなく連携の視点が必要である。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 <i>下流から上流へと数珠繋ぎのように連鎖させつつ、相互に連携することで、持続可能でネイチャーポジティブなサプライチェーンとすることを期待する。</i>
	25	該当箇所】 p.6／p.12～ (3)あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法／第3章調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項 意見】 本ガイドライン全体を貫く基本原則として、ミティゲーションヒエラルキーを該当箇所で明確に位置付けるべき。 根拠】 本ガイドライン案では、第3章において、SBTNのAR3Tアクション・フレームワークに基づくミティゲーションヒエラルキーを参照し、「自然へのマイナスの影響を回避または最小化する取組は、復元や再生・補償措置より優先されるべきである」としている。しかし、この考え方は「基本事項」における対応水準の区分の説明の中で初めて示されており、本ガイドライン全体を貫く基本原則としては十分に位置付けられていないように見受けられる。 ネイチャーポジティブに関する取組においては、自然への影響の回避・最小化を優先するミティゲーションヒエラルキーの理解と実践が根幹であり、グリーンウォッシュの防止という観点からも重要である。このため、まず「あるべき姿」の中でミティゲーションヒエラルキーを基本原則として分かりやすく説明するとともに、第3章においても、対応水準の区分を説明する前提として位置付けるべきである。	ミティゲーション・ヒエラルキーは、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」においても行動指針の要素1として掲げているとおり、企業がネイチャーポジティブ経営に移行していく上で求められる基本原則と認識しています。記載箇所は、企業に実際に対応いただきたい基本事項の冒頭が適当であり、現記載のままとさせていただきます。
第2章 企業経営に求められる視点と責任			
〔1〕調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の経営的意義			
	26	該当箇所】 p.9 第2章 企業経営に求められる視点と責任 ○ 生物多様性基本法において、企業はその事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他事業者やその他の関係者と連携を図りつつ、生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努める責務を有する。 ○ 調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の経営的意義としては「リスクの回避・軽減」、「機会の獲得」の両側面が存在しており、経営層のリーダーシップとコミットメントの下で取組を推進することが重要である。 意見】 現行案では、「生物多様性への影響の把握・低減」は法令上の責務、「リスクの回避・軽減」が「機会の獲得」は経営上の本論であるとして、それぞれ別の論点として整理されているように読めるので、修正いただきたい。 根拠】 本文に記載のある通り、IPBES(2026)の「ビジネスと生物多様性評価報告書」においても、すべての企業が生物多様性に依存すると同時に影響を与えており、その結果生じるリスクに対して行動する責任があるとされる。企業にとっては、自然への依存・影響を把握し、その負の影響の回避・低減に取り組むことが、将来的な規制・市場・評判等のリスクへの対応や新たな機会の創出につながるものであり、TNFDにおいても、依存・影響の評価を起点としてリスク・機会を特定するアプローチが示されている。これらを踏まえれば、「経営的意義」は、リスク・機会のみを独立して説明するのではなく、自然への依存・影響の把握および負の影響の低減と、リスク・機会への対応との関係が分かるよう、一体的に整理すべきである。 参考資料】 https://ict.ipbes.net/ipbes-ict-guide/data-and-knowledge-management/citations-of-ipbes-assessments/business-and-biodiversity-assessment	生物多様性基本法に基づく事業者の責務については、法令に規定されてものであり修正が困難ですが、本規定において原材料の調達から加工、販売、回収及び廃棄まで様々な事業者が関与しながら自然資本を利用しており、関連する事業者が総体として生物多様性に配慮することの重要性を明記しているものであり、この生物多様性への配慮には、当然、自然資本への依存や影響、リスクと機会を踏まえることが含まれます。企業の経営的意義については、企業の価値創造プロセスに関わるリスクと機会の観点から整理しており、現記載のままとさせていただきます。
	27	「ネイチャーポジティブ実践の第一歩として、コーポレート部門、営業部門、調達部門を巻き込んで実効性・実行性の高い調達方針等を策定し、社内外に示すことが望ましい。」との記載がありますが、様々な企業と意見交換する中で見えてきている点として、企業内における「マネジメント、コーポレート部門、事業部門(営業/調達、等)」の組織間の感度の違いや温度差があると認識しております。したがって、「を巻き込んで」ではなく「が連携して」とし、各部門が「協働して策定」することを推奨する表現に修正いただくことが望ましいと考えます。	御意見のとおり修正します。
〔2〕経営層のリーダーシップとコミットメント			
	28	意見4 調達だけでなく商品企画・設計からの取組の重要性を追記してほしい (該当箇所) p11 (2) 経営層のリーダーシップとコミットメント (意見内容) 本ガイドラインは調達を中心に整理されていますが、調達担当者だけで対応できる事項には限界があり、商品企画・設計の段階からの意思決定が不可欠だと思います。そのため、調達部門だけでなく、社内の商品企画、設計部門、サプライチェーンに関わるすべての主体が「生物多様性に配慮した商品・サービスを企画・設計する」という考え方を共有することが重要である旨を追記することを提案します。	御意見を踏まえ、下記のとおり「商品企画・設計部門」を追記します。 <i>経営層のリーダーシップの下で社内のコーポレート部門、商品企画・設計部門、営業部門、調達部門等の各部門を巻き込み、実効性・実行性の高い調達方針等の策定・運用を行うことが望ましい。</i>
第3章 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項			
〔1〕基本事項の対応水準の区分			
	29	該当箇所】 p.13 「B: 先行対応を推奨」 自社及びサプライチェーンにとってのリスク回避・軽減又は機会の獲得のために先行して取り組むことが推奨されるものである。 この項目は、自然資本における重要度が高く、かつ取引量の多いコモディティから優先順位を付けて取り組むことが望ましい。なお、自然資本における重要コモディティについては、Science Based Targets Network(SBTN)の High Impact Commodity List9 (図3-1)に含まれるコモディティとすること等が考えられる。 意見】 SBTNのHigh Impact Commodity List(HICL)は、B区分(「望ましい」)だけでなく、A区分(「べきである」)のでも活用する旨を明記いただきたい。 根拠】 本ガイドライン案では、自然資本の劣化が企業の調達リスクにつながる点は整理されている一方、企業の調達活動による自然への影響(インパクトマテリアリティ)と、それが将来的なリスク・機会につながる関係性の説明が十分ではない箇所がある。当該箇所記載のように、たとえリソース制約下であっても、現時点の財務的重要性のみを基準に対象を絞り込むと、自然への影響が大きい調達品目や地域を見落とし、将来的なリスクを見逃すおそれがある(TNFD/LEAPアプローチにおいても、まず自然との接点を特定し、依存・影響を評価した上で、リスク・機会を分析することが推奨されている)。例えば、バリューチェーンに関するガイドランスでは、企業が行うべきこととして「調査と定量化の対象となる課題を優先順位付けする(例えば、自然関連のインパクト、依存、リスクと機会が高いと頻繁に指摘される特定のセクター、地理、サプライチェーンを優先する)」という記載をしており、財務的観点に限定していない。さらには、「ネイチャーポジティブの実践」を掲げる本ガイドラインにおいては、自然への影響評価を起点とし、ミティゲーションヒエラルキーに沿った対応を基本とする考え方を一貫して示していただきたい。 参考資料】 https://tnfd.global/publication/additional-guidance-on-assessment-of-nature-related-issues-the-leap-approach/	御意見を踏まえ、下記の文章については水準区分A・Bの双方にかかるように、記載場所を変更します。 <i>なお、自然資本における重要コモディティについては、Science Based Targets Network(SBTN)のHigh Impact Commodity List (図3-1)に含まれるコモディティとすること等が考えられる。</i>

30	<該当箇所> ・P12～21 第3章 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項 <意見内容・理由> ・本ガイドライン(案)は、対応が必要となる企業について、企業規模などによる区分が無く、一律の対応を求めているため、人員や予算等の経営資源やノウハウに乏しい中小企業・小規模事業者などが対応できずに、サプライチェーン内における取引から排除される懸念がある。 ・また、大企業であっても少額の取引先まですべてを対象にすることは現実的ではない。 ・そのため、<u>企業規模や取引量に応じた措置(適用除外または段階的適用)</u>を設けることを検討すべきである。 以上	御意見を踏まえ、表3-1の前段に下記を追記します。 <i>また、サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた改善の余地を検討し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、段階的な改善を図ることが望ましい</i>
----	---	--

(2)基本事項の一覧

31	第3章 17、18ページ 「自然資本の保全・回復・創出に積極的に取り組むサプライヤーから調達することが望ましい」 意見 保全・回復に資する調達の例として、地域の森林資源を適切に管理しながら利用する地域材の活用についても例示することを検討すべきである。 理由 適切に管理された森林から生産される地域材の利用は、森林整備の継続、人材育成、地域経済の維持につながるため、ネイチャーポジティブの実践に資する取組の一例と考えられる。	御意見を踏まえ、取組の例として「未利用材も含めた地域資源の利活用を推進」を追記します。 ③里地・里山・湿地・森林の保全活動を推進(例：未利用材も含めた地域資源の利活用推進)
32	該当箇所】 p.9／p.12 第2章 企業経営に求められる視点と責任／第3章 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項 意見】 本ガイドラインが扱う自然関連のサプライチェーンにおける取り組みにおいては、先住民・地域社会（IPLC）および人権への配慮の視点を横断的な原則および基本事項として含めるべき。 根拠】 本ガイドライン案では、「外部ステークホルダー」や「サプライヤーを含むステークホルダーとの対話」への言及はあるものの、サプライチェーン上の事業活動により影響を受ける地域社会、労働者、小規模生産者、IPLC等の権利や、必要なエンゲージメントプロセスに関する明示的な記述が見受けられない。自然関連のサプライチェーンにおける取り組みでは、自然の側面と人権・社会的配慮を一体的に扱うことが国際的なスタンダード(※)となっており、本書においても原則や基本事項に含めるべきである。 ※昆明・モントリオール生物多様性枠組ターゲット22 TNFD Guidance on engagement with Indigenous Peoples, Local Communities and affected stakeholders SBTN Stakeholder engagement guidance Accountability Framework基本原則2、など 参考資料】 https://tnfd.global/stakeholder-engagement/ https://sciencebasedtargetsnetwork.org/companies/take-action/cross-step-guidance/stakeholder-engagement-guidance/ https://accountability-framework.org/the-accountability-framework/core-principles/	御意見を踏まえ、基本事項として下記を追記します。 <i>サプライチェーン上の事業活動により影響を受ける、先住民の社会及び地域社会（IPLC）やその他のステークホルダーに関する人権方針やエンゲージメント活動について説明することが望ましい。</i>
33	該当箇所】 p.19 他方で、認証制度が存在するコモディティであっても認証品の流通量は市場全体に占める割合として必ずしも十分ではないこと、また、認証制度が存在しないコモディティもあることから、認証制度に頼らない実践も求められる。加えて、認証制度を満たしていれば十分とは言えない場合もある。 意見】 以下の文を挿入することが望ましい 認証品がない・不足している場合、期間を定め認証取得を目指す改善プロジェクトからの調達や認証基準に準拠した二者監査の実施などが考えられるが、こうした製品の持続可能性が十分に担保されていないことを認識し、常に改善をしていくことが求められる 根拠】 認証制度がない、あるいは認証品の数量が少なく調達が困難である場合、企業は入手が容易なサステナブルを謳う製品を調達するが、こうした製品はグリーンウォッシュや深刻な環境社会上のリスクが内在していることがある。そのため、認証品が調達できない場合、どういった改善の策が考えうるのかを例示し、かつそれらの現状維持にとどまってはならないことを強調する必要がある	御意見を踏まえて下記を追記します。 <i>なお、認証品がないまたは不足している場合には、期間を定めて認証取得を目指す改善プロジェクトを推進するサプライヤーからの調達や、認証基準に準拠した二者監査(顧客や委託元など、監査対象と直接の取引関係や利害関係を有する相手方が実施する監査)の実施等が考えられる。ただし、上記により調達する商品は必ずしも持続可能性が十分に担保されているわけではない点に留意し、継続的に改善について協議・確認することが求められる。</i>
34	意見2 サプライヤーとの協働をより明確に位置付けてほしい (該当箇所) P15 (2)基本事項の一覧 (意見内容) 本ガイドラインは、企業が方針を示し、その実施をサプライヤーに求める構成となっています。中小のサプライヤーほど、資金力が弱く対応が十分でない企業も多く存在します。そのような場合に、生物多様性への配慮が十分でないという理由で排除するという方向ではなく、取引先の課題を共有し、ポジティブな改善に向けて支援していくことが、地域経済やサプライチェーン全体の持続可能性の観点から重要と考えます。ガイドライン全体を通じて、「評価・選別」だけでなく、「取引先と共に改善する」という考え方をより明確に位置付けることを提案します。	#30のとおり対応します。
35	実施状況及び結果の追跡調査：本項目はAではなくBに位置付けることが適切ではないかと考えます。「測定」はかなり高度な取組が求められるものと考えられるため、他のBの項目との平仄を踏まえても、Bとすることをご検討いただきたいと考えます。	御意見のとおり基本事項を2つに分けることで対応します。 <i>調達を通じた自然資本への影響の回避・軽減、保全・回復・創出の取組の実施状況を把握すべきである。(水準区分A)</i> <i>取組の実施状況や自然の状態について定量的に測定することが望ましい。(水準区分B)</i>
36	<該当箇所> ・P17 第3章(2)表3-1：調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項一覧 「負の影響の停止、防止・軽減」 <意見内容・理由> ・「負の影響の停止、防止・軽減」の項目で、「原材料の生産、加工・製造、流通を通じた環境への影響を、サプライヤーへ確認し、把握すべき」、「自然資本の損失回避・軽減に向けた持続可能な計画を策定しているサプライヤーから調達すべき」、「自然資本の損失に寄与しないサプライヤーから調達すべき」の3項目については、「A区分(すべき)」ではなく、「B区分(望ましい)」に変更すべきである。 ・原案の「A区分(すべき)」とした場合、大企業が自社のサプライチェーン全体のコンプライアンスや方針適合を最優先し、自力での計画策定や高度な事務処理が困難な中小企業等を支援、育成することなく、安易に取引停止等によってサプライチェーンから排除する恐れがある。 ・資金や人材に制約のある中小企業が一律に計画策定の要求に応じることは現実的ではない。	サプライチェーン全体を管理するような大企業が中小企業等のキャパシティビルディングを行うことが期待されることを記載しているほか、国際動向でも企業の責務として対応が求められていることを踏まえ、水準区分は変更なしとさせていただきます。 また、御意見を踏まえ、表3-1の前段に下記を追記します。 <i>なお、サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた改善の余地を検討し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、段階的な改善を図ることが望ましい。</i>

37	1 該当箇所:17ページ「負の影響の停止、防止・軽減」の基本事項一覧(表3-1)、④⑦項目 2 意見内容: 自然資本の損失に寄与しないサプライヤー要件(A区分)に、動物への直接的な危害(残酷な飼育・屠殺方法等)の禁止を明示的に追加すべきである。 3 理由: 現行案では生態系・水質・土壌汚染等の環境側面は列挙されているが、個体レベルでの動物福祉(アニマルウェルフェア)への言及がない。国際的には、OIEが定めるアニマルウェルフェア基準(「5つの自由」)が調達基準に組み込まれる事例が増加しており(例:EUの農場動物福祉規則)、サプライチェーン上の動物福祉リスクも財務的・レピュテーション的リスクとなりうる。	
38	1 該当箇所:13ページ 図3-1(High Impact Commodity List)、「畜牛・牛肉」「豚」「家禽類」「乳製品」「革」「養殖魚介類／水産養殖」「天然魚類(淡水・海水)」 2 意見内容: 畜産・水産系コモディティにおいて、動物福祉への配慮をB区分(先行対応推奨)の基本事項として明記すべきである。 3 理由: 本ガイドラインが参照するSBTNのHigh Impact Commodity Listに列挙された畜産・水産コモディティは、生産過程における動物への影響が極めて大きい。EU Animal Welfare Legislation(2021年EU動物福祉戦略)や、大手食品企業のサプライヤー行動規範においても動物福祉は調達条件として標準化されつつあり、ネイチャーポジティブな調達の実践において動物個体の保護は不可分の要素である。	アニマルウェルフェアは重要な取組であり、生物多様性との関連についても認識しています。一方で、本ガイドラインは生物多様性及び自然資本への影響の把握・低減を主眼として整理しており、動物個体の福祉に関する基準を定めるものではないことから、原案のとおりとします。
39	1 該当箇所:17ページ 表3-1、「自然資本の損失に寄与しないサプライヤーからの調達」①②項目 2 意見内容:「森林減少・森林劣化を引き起こさない」「保護価値の高い森林等を開発しない」の要件に、野生動物の生息地としての観点を明記し、生息地分断による個体群への影響評価を要件に含めるべきである。 3 理由: 森林破壊は生態系の損失にとどまらず、野生動物の個体群分断・孤立化をもたらす。IUCNのレッドリストでは、生息地の喪失・分断が絶滅リスクの最大要因と位置づけられており(IUCN Red List, 2023)、生息地の連続性確保は動物保護の観点からも不可欠な指標である。	御意見を踏まえ、例として「野生生物の生息地の喪失・分断を引き起こさない」を追記します。
40	1 該当箇所:18ページ 表3-1、「自然資本の保全・回復・創出に積極的に取り組むサプライヤーから調達することが望ましい」①項目 2 意見内容:「希少種、絶滅のおそれのある種などを密漁・狩猟・採集から保護」の項目に、法的規制の対象外であっても大量捕獲・取引される野生動物の保護についても含めるよう明記すべきである。 3 理由: IUCNやCITES(ワシントン条約)の附属書掲載種に限らず、現在規制対象外でも商業的大量捕獲により急速に個体数が減少している種が多数存在する(例:一部の淡水魚、昆虫類)。「種の絶滅リスク低減」の観点から、規制有無にかかわらず持続可能な取得量の管理を要件とすることが動物保護の実効性確保に資する。	御意見を踏まえ、「現在は規制対象外だが、大量捕獲・取引により急速に個体数が減少している種を含む」を追記します。 希少種、絶滅のおそれのある種など(現在は規制対象外だが、大量捕獲・取引により急速に個体数が減少している種を含む)を密漁・狩猟・採集から保護

〔③〕トレーサビリティ確保の考え方

41	該当箇所】 p.19 (3)トレーサビリティ確保の考え方(サプライチェーンの自然資本関連情報把握の流れ)3/パラグラフ目 2次情報調査は、理想的には自然との接点がある全ての事業・製品・コモディティ等において下記の流れのとおり対応を進められることが望ましいが、リソースの制約により難しい場合には、売上や投融資残高等の各種財務指標に基づき、財務マテリアリティでスクリーニングを行い、財務マテリアリティの高いものに絞って自然関連情報把握を行うことが考えられる。 意見】 リソースの制約により全ての事業・製品・コモディティを対象に2次調査を行うのが難しい場合であっても、財務マテリアリティだけでなく、自然への影響のリスクの大きさを優先順位付けの基準として明確に位置付けるべき(例:High Impact Commodity Listなど)。 根拠】 本ガイドライン案では、自然資本の劣化が企業の調達リスクにつながる点は整理されている一方、企業の調達活動による自然への影響(インパクトマテリアリティ)と、それが将来的なリスク・機会につながる関係性の説明が十分ではない箇所がある。当該箇所ので記載のように、たとえリソース制約下であっても、現時点の財務的重要性のみを基準に対象を絞り込むと、自然への影響が大きい調達品目や地域を見落とし、将来的なリスクを見逃すおそれがある(TNFD/LEAPアプローチにおいても、まず自然との接点を特定し、依存・影響を評価した上で、リスク・機会を分析することが推奨されている)。例えば、バリューチェーンに関するガイダンスでは、企業が「行うべきこととして「調査と定量化の対象となる課題を優先順位付けする(例えば、自然関連のインパクト、依存、リスクと機会が高いと頻繁に指摘される特定のセクター、地理、サプライチェーンを優先する)」という記載をしており、財務的観点に限定していない。さらには、「ネイチャーポジティブの実践」を掲げる本ガイドラインにおいては、自然への影響評価を起点とし、ミティゲーションヒエラルキーに沿った対応を基本とする考え方を一貫して示していただきたい。 参考資料】 https://tnfd.global/publication/additional-guidance-on-assessment-of-nature-related-issues-the-leap-approach/ https://tnfd.global/publication/guidance-on-value-chains/	2次情報調査については、前段で自然への影響(インパクトマテリアリティ)でスクリーニングをした後に、財務マテリアリティでスクリーニングをすることも考えられる、という内容としております。したがって、財務マテリアリティだけでスクリーニングすべきと記載しているわけではないため、原案どおりとさせていただきます。
----	---	---

〔別紙〕調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関連する指標一覧

-		
42	該当箇所】 p.24 自然資本の損失に寄与しないサプライヤーから調達すべきである /資源利用・資源補充 意見】 「使用する漁具の逸失・流出の割合・数量／リサイクル・適切な手法で廃棄した数量」を追加すべき。 根拠】 意図的・偶発的に関わらず、海中に漁具が流出した場合、プラスチック汚染だけではなく、ゴーストフィッシングを引き起こし、海洋生態系に深刻な影響を与える。漁具流出対策を講じるとともに、使用済み漁具はリサイクルや適切な廃棄をすべきである。 参考資料】 https://www.wwf.or.jp/activities/data/20250220ocean01.pdf	漁具については、下記の指標例に含まれるものであることから、原案どおりとします。 ・土壌・水・大気に放出された汚染物質の総量(t)及び濃度、許可、基準、規制に関連する不遵守事案の件数 ・有害・非有害廃棄物の総量(t)、プラスチックの総量(t)及び使い捨てプラスチックの割合(%)、マイクロファイバーの流出量(t)
43	別紙の指標として示されているものが、あくまで一例であることを明確化いただきたいと考えます。特に区分Aとしての「事業者の責務」に取り組む上で、事業者に対するハードルを過度に上げることは好ましくないと考えます。また、AとBの区分を設けているにもかかわらず、区分Aの事業者に対して区分B相当の高度な取組が期待されているように受け取られる可能性があるため、各区分における期待水準の違いをより明確に示すか、基本事項に準ずる内容であれば、企業が自社の状況に応じて実行可能な範囲で取り組むことも排除するものではないことを明確にさせていただきたいと考えます。	御意見を踏まえて、別紙冒頭に参考である旨を追記します。 また、本ガイドラインは任意の性格ですが、企業が自社に状況に応じて実行可能な範囲で取り組むことを排除するものではないとして、財務マテリアリティで調査対象を絞り込むことも一案、等の内容を各所にて記載しています。
44	表3-1と別紙を見比べる際に、項目の対応関係が分かりにくい点があります。別紙にも表3-1の項目をそのまま記載した上で、その右側に参考指標を列記いただく等、基本事項と参考指標の対応関係が一目で分かる構成とすることで、より見やすくなるものと考えます。	御意見を踏まえ、表3-1と同様に基本事項のカテゴリ列を追加し、順番も整合するように修正します。
45	併せて、表3.1と別紙の基本事項の対応水準感に関するA、B区分の解釈の揺れが一部見られるため、整合いただきたく存じます	表現については整合するように記載します。